

令和7年度岐阜県高等学校奨学金募集要項

令和7年度の岐阜県高等学校奨学金の奨学生を下記のとおり募集します。
この奨学金は貸与ですので、貸与終了後は、全額返還していただくことになります。
募集要項をよく読まれたうえで申請を行ってください。

【申請期間】
令和7年4月1日（火）～令和7年5月9日（金）
※申請の提出期限は、在学から岐阜県教育委員会へ送付する期限です。
※在学学校の提出期限をお確かめください。

【申請書類提出先】
在学学校の奨学金担当

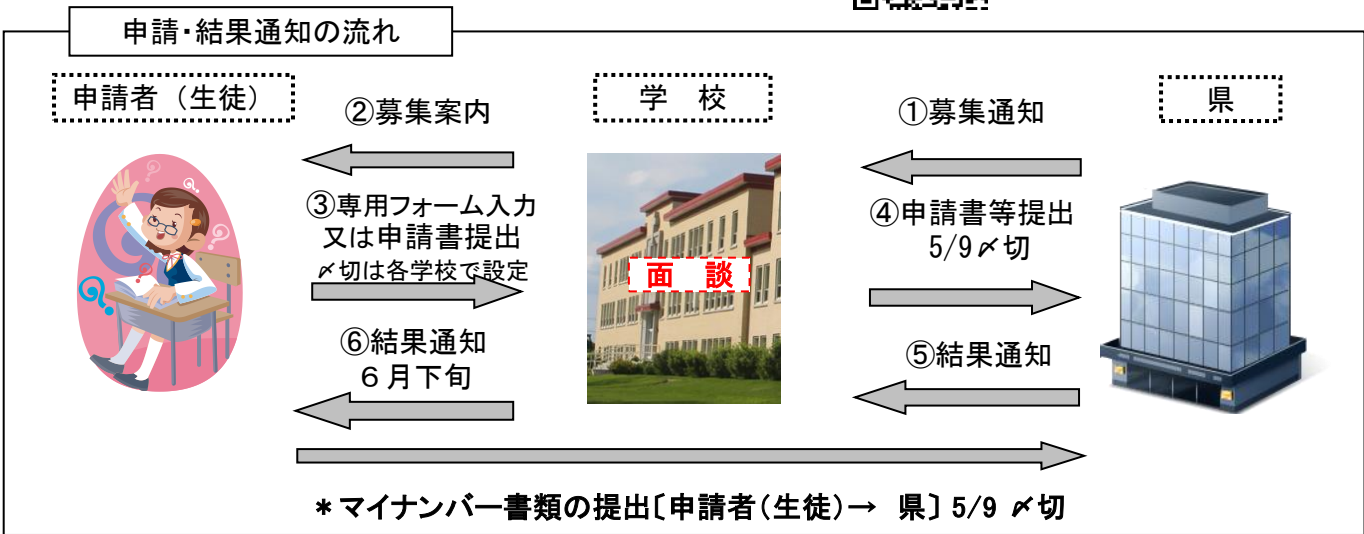
【申込資格】
次の条件の全てに該当する生徒・学生が対象となります。

- ①岐阜県内に住所を有する者の子弟
又は県外募集枠の岐阜県立高等学校の学生であること。
- ②経済的理由により修学が困難であること（収入基準は5ページ参照）。
- ③次のいずれかの学校に在学していること。
 - ア 高等学校（専攻科及び別科を除く。）
 - イ 中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。）
 - ウ 高等専門学校（専攻科を除く）

【申請手続】
申請希望者は、申請用紙に必要事項を記入の上、関係書類を添付して、在学する学校の奨学金担当者等に提出（マイナンバー提出書類を除く）してください。

【申請にあたっての注意】
申請希望者は、在学学校の提出期限内に、当奨学金ホームページに記載されている《申請者》専用申請フォームへの申請（入力＋送信、学校への入力内容の写しの提出）と各必要提出書類について、在学する学校の奨学金担当者等への提出（マイナンバー提出書類を除く）が必要です。
*在学する学生から、申請フォームの入力内容の印刷についてご相談があった場合には、学校で印刷いただくなどご協力をお願いします。

◆「岐阜県奨学金」ページ(岐阜県公式ホームページ内)
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/213419.html>



【採用の通知】
審査結果は、採用・不採用にかかわらず在学する学校を通じて 6月下旬頃にお知らせします。

【制度の概要】
1 奨学金の貸与月額

区 分	自宅通学	下宿費用又は通学費用加算 (※) 5,000円加算	下宿費用又は通学費用加算 (※) 10,000円加算
公立高等学校等	18,000円	23,000円	28,000円
高等専門学校	18,000円（自宅・自宅外区分なし）		

公立高等学校等の生徒で、下宿費用または通学費用に充てるため必要と認められる場合は、5,000円または10,000円を加算して申請することができます。

- ※ 下宿費用加算は、申請時に下宿等から通学している者が対象。
- ※ 通学費用加算とは申請時において、公共交通機関を利用して通学する生徒で通学費を概ね月額8,000円以上負担している者が対象。（3,6ヶ月定期を利用の場合は、それぞれの月数で割って1月あたりの額を計算。複数の交通機関を利用の場合はその合計額。）

<通学費の計算例> 電車とバスを利用している場合

①通学定期(電車) 3ヶ月 15,000円 1ヶ月あたり 15,000円÷3ヶ月=5,000円

②通学定期(バス) 6ヶ月 30,000円 1ヶ月あたり 30,000円÷6ヶ月=5,000円

合計 10,000円≧8,000円 →通学費高額負担者の区分での申請が可能

2 併用の禁止

- 以下の奨学資金との併用はできません。
- ・岐阜県選奨生奨学金
 - ・岐阜県子育て支援奨学金
 - ・岐阜県高等学校定時制課程通信制課程修学奨励費貸付金
 - ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金

3 奨学金の貸与方法

初年度は、7月（4月～9月分）、10月（10～12月分）、1月（1～3月分）の下旬に奨学生名義の口座に振り込みます。
2年目以降は、5月（4～6月分）、7月（7～9月分）、10月（10～12月分）、1月（1月～3月分）の各月の下旬に奨学生名義の口座に振り込みます。

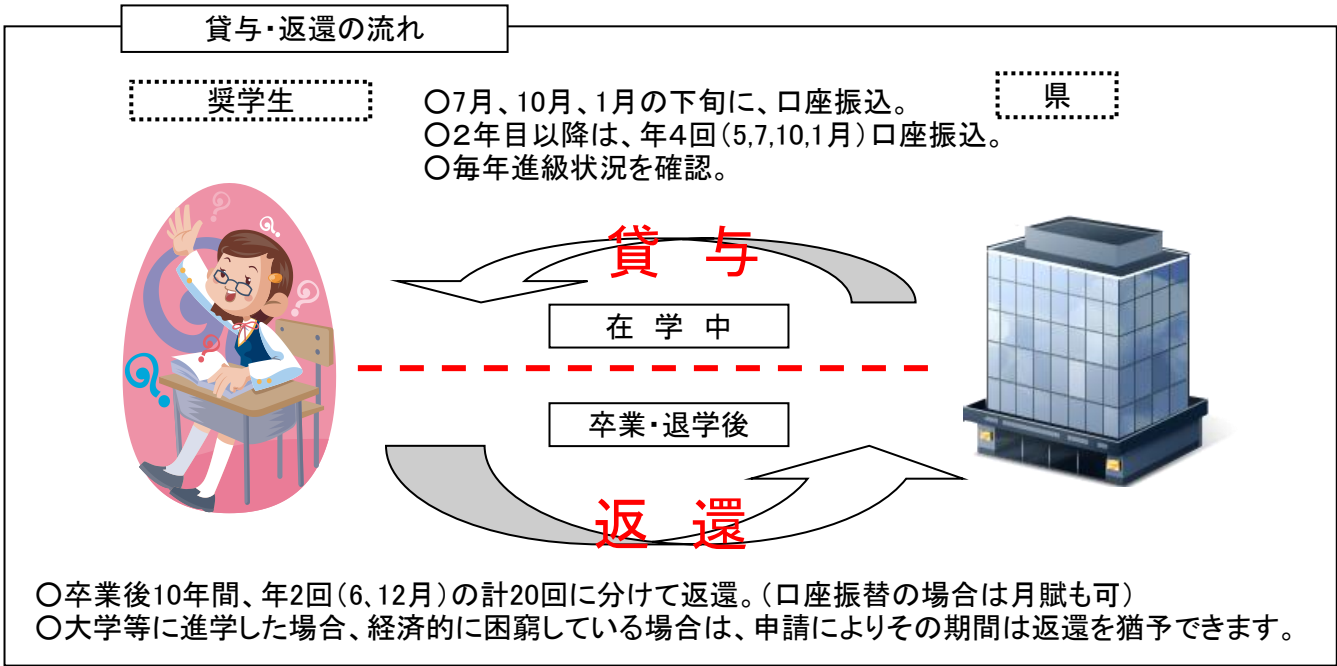
4 奨学金の返還

貸与終了後、約半年の据置期間において10年以内に貸与を受けた総額を返還していただきます。

返還は、県から送付する「納入通知書」により指定の金融機関での納入(※1)または口座からの自動引落とし(※2)により納入していただきます。返還月は6月と12月の年2回ですが、口座からの自動引落としは月賦払いでも可能です。

この奨学金は無利息ですので、元金のみを返還していただきますが、各返還期日までに返還されない場合は延滞金が発生します。

- ※1 納入する金融機関が、県の指定金融機関(県内の金融機関と一部県外の銀行)以外の場合、振込手数料がかかる場合があります。
- ※2 口座から自動引落としできる金融機関は指定されています。



貸与額と10年半年賦方式で返還する場合の1回あたりの返還額は、下記のとおりです。参考としてください。

①貸与月額 18,000円 の場合			②貸与月額 23,000円 の場合		
貸与期間	貸与額合計(A)	1回あたりの返還額 A÷20回	貸与期間	貸与額合計(A)	1回あたりの返還額 A÷20回
1年間	216,000円	10,800円	1年間	276,000円	13,800円
2年間	432,000円	21,600円	2年間	552,000円	27,600円
3年間	648,000円	32,400円	3年間	828,000円	41,400円

③貸与月額 28, 000円 の場合		
貸与期間	貸与額合計(A)	1回あたりの返還額 A÷20回
1年間	336,000円	16,800円
2年間	672,000円	33,600円
3年間	1,008,000円	50,400円

○滞納者に対する処置

- (1)奨学生本人が返還しない場合は、連帯保証人に返還の請求をします。
- (2)滞納者には対しては、県が委託している弁護士法人から返還請求する場合があります。
- (3)著しく返還を怠った場合は、強制執行の手続きをとることがあります。
- (4)裁判所、弁護士等を使った場合、その費用も合わせて請求します。

5 個人情報について

申請書等にご記入いただいた情報等は、奨学金貸与・返還業務のために利用し、業務の目的の適正な範囲において、学校・金融機関等に必要に応じて提供することがありますが、その他の目的で利用することはありません。

【マイナンバーの提出について】

住民票、源泉徴収票の写し等については、申請者等から提出されるマイナンバーにて情報を確認する方法により、マイナンバーカード（写）提出の場合は、住民票や源泉徴収票の写し等の提出は不要になります。ただし、マイナンバーの提出は、申請者（生徒等）から県へ直接郵送（簡易書留）にて提出する必要があります。マイナンバーの提出先は学校ではありませんので、ご注意ください。
 ◆マイナンバーカード（写）を提出する場合は、申請者（生徒等）が本人と世帯全員（就学者を除く）のマイナンバーカード（写）を「マイナンバーカード（写）等貼付台紙」に貼り付けて、申請期間内（当日消印有効）に、県へ郵送（簡易書留）してください。

【マイナンバーの取扱いに関する留意事項】

奨学金を申し込む際に提出するマイナンバーは、法令上の定めにより、学校において取り扱うことができません。学校にマイナンバー提出書類(マイナンバーカード(写)等貼付台紙)が提出された場合は、速やかに申請者本人に返却いただき、上記のとおり、申請者本人から直接県に郵送(簡易書留)するようご案内ください。

【申請書類】

以下の書類を、各学校の奨学金担当まで提出してください。



○提出書類一覧

番号	必 要 書 類	留 意 事 項	備考
	専用フォームから申請（オンライン申請）した入力内容の写し	○専用フォームから申請(オンライン申請) 当奨学金ホームページ内専用フォームに入力・送信し、<u>学校へ入力内容の写しを提出</u>してください。 [入力内容の印刷について] ① 専用フォームへの回答後の送信完了画面にて『入力内容を印刷する』ボタンを押して頂くことでパソコン、スマートフォンの印刷画面に遷移し、印刷したいプリンタを選択し印刷が可能です。なお、プリンタ設定につきましては、パソコンやスマートフォン側の設定となりますので、デバイスごとに異なります。設定方法は各製品の設定マニュアル等をご確認願います。 ② 上記記載の方法で印刷ができない場合には、在学する学校にご相談のうえ、受付完了メール(入力内容が記載されています)を学校へ送信し、学校での印刷を依頼してください。 <u>※フォーム入力後、送信すると再度修正することができませんので、ご注意ください。</u>	

①	岐阜県高等学校奨学金 貸与申請書 ※専用フォームから申請 した場合は、提出不要 ※留意事項「ア～カ」につ いては、〔岐阜県高等学 校奨学金貸与申請書〕を 書面で提出する場合にお ける留意事項	ア 「親権者の同意」欄は、親権者が2人の場合は2名記載し、親権者 が1人の場合は1名記載すること。										
		イ 「連帯保証人」欄は、必ずしも親権者でなくてもよいが、独立 の生計を営む成年者であること。										
		ウ 「希望貸与額」欄は、該当のものを○で囲み、高等学校等の生 徒は「計」欄に希望貸与月額を記入すること。										
		エ 「希望貸与期間」欄は、申請年度の4月から貸与を希望する期 間（最長期間は卒業年月まで）を記入すること。										
		オ 「奨学金を希望する理由」欄は、家族・家庭の状況も併せて具 体的・詳細に記入すること。										
		カ 「家族の状況」欄は保護者の属する世帯で同一の生計を営む者 全員について記入すること。ただし、就学者については別居 している場合も記入すること。										
	(加算希望者のみ) 下宿費用・通学費用加算 確認書	ア 下宿費用加算に該当する者は、「下宿費用加算」欄に下宿先 の住所・アパート名等を記入すること。	学校で確認必 要									
イ 通学費用加算を希望する者は、「通学費用加算」欄に1か月 あたりの通学費、通学方法等を記入し、通学費を負担してい ることが確認できる証明書等（定期券のコピー等）を貼り付 けること。												
ウ 下宿費用加算または通学費用加算の希望の貸与月額 23,000円または28,000円を選択すること。												
※申請、貸与、返還時を問わず、重要書類の提出時には連帯保証人の印鑑が必要となります。 また、貸与決定後の「誓約書」提出の際は、連帯保証人の印鑑登録証明書を提出していただき ます。 滞納した場合、連帯保証人は本人と同様の責任を負うことになります。												
②	住民票(本籍地省略可)	○本人と世帯全員(就学者を除く)のマイナンバーカード(写) を提出する場合は、住民票の提出は不要です。ただし、状況に よっては提出をお願いすることがあります。 ア 世帯全員の住民票を提出してください。 (令和7年4月1日以降に発行されたもの) イ 申請者(生徒)が別居の場合、申請者の住民票は必要ありま せん。										
③	経済状況等を証明するもの ○本人と世帯全員(就学者を除く)のマイナンバーカード(写)を提出する場合は、提出は不 要です。ただし、状況によっては提出をお願いする場合があります。 ○マイナンバーカード(写)を提出しない場合は、以下の書類を提出してください。 <table><thead><tr><th>区 分</th><th>証 明 書 等</th><th>発 行 窓 口</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 生活保護世帯</td><td>生活保護受給証明書(令和7年4月1日 以降の証明)</td><td>県・市 福祉事務所</td></tr><tr><td>2 市町村民税が課税さ れていない世帯 (世帯の全員が非課税)</td><td>市町村民税の令和6年度(令和5年分)所 得課税証明書又は非課税証明書 (世帯の全員が非課税であることが確認 できるものを提出してください)</td><td>市町村役場</td></tr></tbody></table>		区 分	証 明 書 等	発 行 窓 口	1 生活保護世帯	生活保護受給証明書(令和7年4月1日 以降の証明)	県・市 福祉事務所	2 市町村民税が課税さ れていない世帯 (世帯の全員が非課税)	市町村民税の令和6年度(令和5年分)所 得課税証明書又は非課税証明書 (世帯の全員が非課税であることが確認 できるものを提出してください)	市町村役場	
区 分	証 明 書 等	発 行 窓 口										
1 生活保護世帯	生活保護受給証明書(令和7年4月1日 以降の証明)	県・市 福祉事務所										
2 市町村民税が課税さ れていない世帯 (世帯の全員が非課税)	市町村民税の令和6年度(令和5年分)所 得課税証明書又は非課税証明書 (世帯の全員が非課税であることが確認 できるものを提出してください)	市町村役場										

	区 分	証 明 書 等	発 行 窓 口	
③	3 令和5年中の総収入 が生活保護世帯の1.5倍 相当以下の世帯	ア 給与所得者 給与所得(令和5年)の源泉徴収票の 写し イ 年金(恩給)受給者 年金(恩給)の改定通知書、支給通知 書等の写し ウ 事業・配当・不動産及び雑所得の ある者 令和6年度(令和5年分)所得課税 証明書	勤務先等 市町村役場 各年金所管団体等 日本年金機構 市町村役場	【区分3の場合】 令和5年中の 所得の証明を 全て提出してく ださい。就学者 以外の世帯全 員の証明が必要 です。
	※ 上記書類がない場合には、市町村長が発行する令和6年度(令和5年分)の所得課税 証明書を提出してください。			
④	通帳の写し	金融機関名、支店名、口座名義、口座種別、口座番号が確認できる 通帳の写しを提出してください。		
⑤	岐阜県高等学校奨学金 貸付金口座振込依頼書	○口座振込先は、申請者本人名義の口座を専用フォームに入力 してください。 ※専用フォームに入力の場合は、「口座振込依頼書」の提出は 不要です。 ○口座振込依頼書を提出する場合 口座名義人は、申請者本人にしてください。		
⑥	推薦調書	必ず本人が在学校の奨学金担当者又は担任に渡してください。	学校で作成	
⑦	面談記録票	在学校の奨学金担当者又は担任が面談を行い、記入します。 申請者が記入しないで下さい。	学校の担当 者が面談後に記 入	

お問い合わせ先

岐阜県教育委員会 教育財務課 管理経理係
TEL 058-272-8734
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1